「都道府県立図書館への無償提供を求める政府 刊行資料に関するアンケート調査」の結果につい て

2009年5月15日日本図書館協会図書館政策企画委員会

昨年の図書館法改正をめぐる国会審議において 同法第9条が定める国の刊行物の図書館への提供 が実施されていないことが指摘された。この質問 に対する政府答弁により、規定の趣旨が、県立図 書館に対する無償提供であることが確認され、文 部科学大臣も「法の趣旨にのっとって、各省庁に もきっちり徹底するよう我が方が努力する」と約 束した。同法第9条「政府は、都道府県立図書館 の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に 対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印 刷局の刊行物を二部提供するものとする」は公の 出版物を優先的に公立図書館に提供して、一般の 広報の用に供しようとするのであるが、十分に履 行されていないのが実態である。

日本図書館協会はこれらの国会審議を図書館振興に生かすべく、また前述の政府答弁の迅速な実施を求めるために標記取り組みの一環として県立図書館における政府刊行資料の所蔵状況等を調査した。このたび集計がまとまったので報告する。

なお、文部科学省は国会での審議を受け、昨年 8月1日付で各省庁に「都道府県立図書館への資料提供が適切に行われるよう」求める文書を発し ている。

調査の概要

1月25日付(2009日図協第2号)で47都道府県立図書館(中央館)にアンケート用紙を送付し調査を依頼した(締め切り2月20日)。調査の目的は無償提供を求める政府刊行資料の範囲を明確にすることであり、そのために国会会議録、法令全書、官報、公報、名簿、統計、白書等147点の所蔵、購入・寄贈の別を聴いた。これに追加すべき資料を聴くとともに、取り組み全体についての意見を求めた。政府刊行資料の範囲をどこまでとするかについては、それをあつかう場合の状況あるいは各機関、研究者などによって見解が異なっており、統一した名称もないようである。先の147点は、立法機関、司法機関、行政機関で作成され、多くの県立図書館で所蔵されると考えられる資料を国立国会図書館のホームペ

ージ、中規模の県立図書館の所蔵状況を参考にして選定した。4月までに47県から回答をいただいた。

なお全体の統一を図るため、集計に際して備考 欄の記述等を勘案して所蔵・未所蔵等の判断した ものがあることをお断りしておく。

集計結果

1 館当たりの平均所蔵点数は 90.9 点で、これは 調査対象資料の 62%にあたる。購入と寄贈の割合 は 7:3 で、購入が主体となっている (表 1)。

表 1 調査対象資料の購入と寄贈の内訳

	合計	購入	寄贈
47 館の全所蔵点数	4,274	3,009	1,265
1 館当たり所蔵点数	90.9	64.0	26.9

指定統計、白書以外では官報(46)職員録(46)はほとんどの館で所蔵し、その他「衆議院会議録」(37)「参議院会議録」(37)「統計調査総覧(36)「審議会総覧」(30)「中小企業施策総覧」(37)が30館以上で所蔵している資料である。ほぼ購入によるものである。「法令全書」(26)は基本資料と思われるが所蔵は多くない(()内の数値は所蔵館数別表1参照)。

指定統計の 1 館当たりの平均所蔵点数は 41.0 点で、全 70点の 59%にあたる。同じく白書は 1 館当たり平均 40.1点で、全 44点の 91%にあたる。 所蔵点数に対する購入点数の割合は指定統計 46%、白書 91%である(表 2-1,表 2-2)。

表 2-1 指定統計 (70点)の購入と寄贈の内訳

	合計	購入	寄贈
47 館の全所蔵点数	1,926	884	1,042
1 館当たり所蔵点数	41.0	18.8	22.2

表 2-2 白書(44点)の購入と寄贈の内訳

-					
	合計	購入	寄贈		
47 館の全所蔵点数	1,881	1,713	168		
1 館当たり所蔵点数	40.0	36.4	3.6		

所蔵点数と所蔵館数の関係を表 3-1~3-3 に示す。100 点以上所蔵する館の資料費予算額をみると3千万円台から2億円以上とひらきがあり、所蔵点数との関連性はみられなかった。指定統計は白書と比べて所蔵点数にばらつきがみられた。

表 3-1 調査対象資料の所蔵点数と所蔵館数の関係

点	50	60	70	80	90	100	110	120	130
数	~	~	~	~	~	~	~	~	~
館	2	10	5	6	3	11	5	4	1
数									

表 3-2 指定統計の所蔵点数の所蔵館数の関係

点数	10~	20 ~	30 ~	40 ~	50 ~	60 ~
館数	3	11	8	7	14	4

表 3-3 白書の所蔵点数と所蔵館数の関係

点数	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44
館数	6	14	27

指定統計と白書について資料ごとの所蔵館数から表 4-1 と表 4-2 を作成した。40 館以上で所蔵するのが指定統計 20 点、白書は36 点となっている。

表 4-1 指定統計の所蔵館数と資料数の関係

所蔵館数	~ 9	10	20	30	40
		~	~	~	~
点数	14	4	21	11	20

表 4-2 白書の所蔵館数と資料数の関係

所蔵館数	~ 29	30 ~ 39	40 以上
点数数	3	5	36

行政機関(中央省庁)ごとに、所蔵割合と寄贈割合を示した(表 5)。寄贈の入手先・経路も一様ではないので一概にはいえないが、省庁によってかなりの差異がある。先の文部科学省の文書により若干の変化もあるようだが局部的である。

表 5 指定統計の所蔵と寄贈の割合

	点数	所蔵割合	寄贈割合
内閣府	12	88.7%	2.2%
総務省	21	87.0%	72.9%
法務省	2	79.8%	1.3%

外務省	2	96.8%	83.5%
財務省	3	14.2%	15.0%
文部科学省	6	81.0%	9.6%
厚生労働省	11	58.4%	6.0%
農林水産省	15	69.4%	59.7%
経済産業省	23	45.6%	14.0%
国土交通省	14	41.5%	15.4%
環境省	1	100.0%	12.8%
防衛省	2	50.0%	83.0%
警察庁	1	100.0%	2.1%

所蔵割合:所蔵点数÷(点数×47) 寄贈割合:寄贈点数÷所蔵点数

調査対象資料以外に所蔵すべき資料として 16 館から約650点の記載があったが重複するタイトルはわずかであった。

その他取り組みに対する期待とともに強力に進めてほしいとの要望、有益な提起や情報が寄せられた。

今後の取り組みに向けて

3月11日、文部科学省社会教育課を訪ね、今後の取り組みについて意見交換をした。アンケート結果に基づいて所蔵状況を説明し、文部科学省からは以下の意見が出された。

- ・引続き各省庁に提供を求めるようにしたい。
- ・法の規定がある国立印刷局刊行物に対象を限定 すべきではないと考えている。しかし法に規定 のない印刷局発行物以外については「お願いす る」という姿勢になる。
- ・行革などで省庁発行物についても厳しくなって おり、新たに寄贈を求める場合は説得力のある 説明が必要である。
- ・図書館に政府刊行物を寄贈することへの理解を 浸透させたい。目に見える形で活用されている ことを示せれば寄贈が進むのではないか。

対象資料を独立行政法人国立印刷局の刊行物に限定せずに幅広く捉えること、確実な提供を保障する事業の実施を求めることを基本に文部科学省への要請を予定している。関係団体と連携して進めていきたい。

調査への協力に対して御礼を申し上げるととも にこの取り組みへの積極的なご協力をお願いした い。